

新旧対照表

現 行
<p>(部会)</p> <p>第7条 審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合部会 環境の保全及び創造に関する事項（大気環境部会、水環境部会、<u>廃棄物</u>部会、産廃紛争予防・調整部会、自然環境部会、鳥獣部会、温泉部会の所掌する事項を除く。）及び他の部会に属さない事項</p> <p>(2) 大気環境部会 大気、騒音、振動、悪臭及びその他大気環境に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>廃棄物</u>部会 <u>廃棄物</u>に関する事項</p> <p>(5)～(8) 略</p>

改 正 案
<p>(部会)</p> <p>第7条 審議会に置く部会の名称及び分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総合部会 環境の保全及び創造に関する事項（大気環境部会、水環境部会、<u>資源循環</u>部会、産廃紛争予防・調整部会、自然環境部会、鳥獣部会、温泉部会の所掌する事項を除く。）及び他の部会に属さない事項</p> <p>(2) 大気環境部会 大気、騒音、振動、悪臭、<u>気候変動</u>及びその他大気環境に関する事項</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>資源循環</u>部会 <u>資源循環</u>に関する事項</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、令和5年7月28日から施行する</p>